

# 令和6年度常陸太田市奨学生選考審査要領

常陸太田市奨学生の選考については、条例及び規則に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

## 1 選考方針

教育の機会均等の趣旨に従って、学資の支弁が困難な者で、人物、学業が優秀、かつ、健康である者を選考する。

## 2 出願資格

常陸太田市に3年以上居住する者の子又はこれに準ずる者で、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、大学、短期大学、専修学校の専門課程に在学する生徒及び学生のうち優秀な資質を有しながら経済的理由により修学が困難な者。

## 3 人物・学業・健康及び家計の基準

### (1) 人物

学習活動、その他生活の全般を通じて態度、行動が生徒及び学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者であること。

- ① 「態度、行動が生徒及び学生にふさわしく」とは、校内・外を通じ規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。
- ② 「良識ある社会人」とは、一般的な意味のほかに、奨学金返還についても十分な責任感があると認められる者を意味する。
- ③ 人物については、総合的に判断し、判定は次の3段階とし、Cの者は選考できない。
  - A 特に人物が優れ、奨学生として適格である者。
  - B 人物の基準に合致し、奨学生として適格である者。
  - C 奨学生として不適格である者。

### (2) 学業

出願する直近2年間の成績証明により、全履修教科について平均した値が、高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程にあっては原則として3.0（少数第3位以下切り捨て）以上、（高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程1学年の場合は中学校2学年及び3学年の成績を用い原則として3.5（小数第3位以下切り捨て）以上とする。）大学、短期大学及び専修学校の専門課程にあっては原則として3.0（少数第3位以下切り捨て）以上とする。（表1）

履修教科の評定は、高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程にあっては5・4・3・2・1の5段階法、大学、短期大学及び専修学校の専門課程にあっては優（A）・良（B）・可（C）の3段階法とし、それぞれ表2のように4・3・2に換算する。他の方法の場合の場合も3段階法に換算する。

表 1

在学年		評定平均基準
高等学校	1 学年	3.5 以上 中学校 2 学年及び 3 学年の成績による
	2～3 学年	3.0 以上 高等学校 2 学年→高等学校 1 学年の成績による 高等学校 3 学年→高等学校 1 学年及び 2 学年の成績による
大 学	1 学年	3.0 以上 高等学校 2 学年及び 3 学年の成績による
	2～4 学年	3.0 以上 大学 2 学年→大学 1 学年の成績による 大学 3 学年以上→前 2 カ年の成績による

※高等学校：高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む

※大学：短期大学及び専修学校の専門課程を含む

※評定平均は小数第 3 位以下切り捨てとする

表 2

優良可の場合	A B C の場合	得点の場合	換算
優	A	80～100 点	4
良	B	60～79 点	3
可	C	59 点以下	2

### (3) 健康

健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として、次のいずれかにより判定し、修学上支障のない者を選考するものとする。なお、身体に障害のある者についても、修学上支障がなければ選考して差し支えない。

#### ア 定期健康診断による場合

学校保健法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。

#### イ 医師の健康診断による場合

前記アの健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果を奨学生願書「健康診断」欄に医師が書入する。

医師が、就学につき「注意」の判定をした場合は、医師の今後の指導方針、その他の注意事項を「所見」欄にあわせて記入する。

### (4) 家計

世帯人員の認定、総所得金額の認定及び収入基準額の適用については、次の要領による。

#### ① 家計の判定

認定総所得金額が収入基準額以下の場合に、対象とする。

$$\text{総所得金額} - \text{特別控除額} = \text{認定総所得金額} \leq \text{収入基準額}$$

## ② 世帯人員の認定

本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族の世帯をいう。世帯人員の認定は次による。

ア 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。ただし、家事使用人は除く。

イ 次の場合は、同一の住居に居住していなくとも、同一世帯員とする。

(ア) 父母または父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎまたは勤務地の関係で別居しているとき。

(イ) 就学または、病気療養のため一時別居しているとき。

(ウ) その他 (ア) または (イ) のいずれかと同様の状態にあるとき。

## ③ 認定総所得金額等

### ア 総所得金額

本人の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいう。その算出は、本人の属する世帯員の所得について、所得の種類別に、次の④により算出した金額を合計するものとする。

### イ 特別控除額

前記アの総所得金額から控除することを認められている金額をいう。その算出は、別表第2・3によるが、適用については「⑥特別控除額算定上の注意」を参照する。

### ウ 認定総所得金額

前記アからイを控除した残りの金額（万円未満切り捨て）を総所得金額とみなすことができる。これを認定総所得金額という。

## ④ 所得金額の算定

### ア 給与所得

俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。」、扶助料、傷病手当等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という「支払金額」）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

#### 給与所得の計算式（高等学校等）

(ア) 収入金額が400万円以下

$$\text{収入金額} \times 0.8 - 263 \text{万円} = \text{所得金額}$$

(イ) 収入金額が400万円超878万円以下

$$\text{収入金額} \times 0.7 - 223 \text{万円} = \text{所得金額}$$

(ウ) 収入金額が879万円超

$$\text{収入金額} - 486 \text{万円} = \text{所得金額}$$

#### 給与所得の計算式（大学等）

(ア) 収入金額が400万円以下

$$\text{収入金額} \times 0.8 - 214 \text{万円} = \text{所得金額}$$

(イ) 収入金額が400万円超781万円以下

$$\text{収入金額} \times 0.7 - 174 \text{万円} = \text{所得金額}$$

(ウ) 収入金額が781万円超

収入金額－408万円＝所得金額

(注)・ 収入金額及び所得金額は、万円未満を切捨てて適用する。

- ・ 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
- ・ 同一人で2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算してから所得金額を算出する。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできない。マイナスの所得は0として扱う。
  - ・ 同一人で2以上の収入があつて、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得についてのみ上記計算式により所得金額を算出する。

イ 事業（商業・工業・林業・水産業）所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費とを差し引いた営業利益（税込）を所得金額とする。

なお、売上品原価には、仕入れ分のうち、在庫として残っている分（棚卸資産は含まない。また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務にかかる公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

ウ 農業所得

農産物の種類別に総収量を算出し、この総収量に販売価格を乗じてそれぞれの収入金額（粗収入）を算出する。このほか養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業がある場合は、その収入金額を算出し、これから必要経費として、肥料・種苗・蚕種・家畜・家きんの飼料、動力機の燃料等の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、自家消費分も販売価格で換算し含めるものとする。

エ その他の所得

ア・イ・ウ等以外の職業（開業医・弁護士・公認会計士・税理士・僧侶・大工・左官等）によって収入を得ている場合及び利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人等からの援助等の収入の場合、その収入を収入金額として収入を得るための必要経費を差し引いたものを所得金額とする。

オ 臨時的な所得

退職金、退職一時金、資産の譲渡による所得及び山林所得のようにその年、そのとき限りの収入は所得金額に含めない。ただし、次の場合は所得金額とする。

(ア) 山林所得 これによって経常的に生計を得ているとき

(イ) 株式等の有価証券の譲渡 これによって経常的に所得があると認められるとき

以上（ア）、（イ）以外でも特にその所得金額が相当多額であつて子弟の修学にさしたる困難がないと予想されるとき。

⑤ 所得金額算定上の注意

ア 所得金額の算定は、出願時現在で行い、出願時の月を最終月とする過去1カ年の収入金額を基礎として算定する。ただし、前年分の所得金額を参考として算定することができる。

イ 本人が奨学生願書に記載した所得金額は、所得証明によることが多いが、実際の所得金額と相当の開きがあると思われる場合は、所得の実態を調査し、妥当な所得金額の認定に努める。その結果、その額を訂正するときは朱書きする。

- ウ 年の途中で就職・転職（開業・転業等を含む。）した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等を考慮のうえ年間所得金額を推算する。
- エ 過去1カ年に収入のあった者が出願時現在死亡または転出（生計を一にしなくなっている場合）している場合は、その者の死亡または転出前の所得については、例えば、商業・工業・林業・水産業及び農業所得のように、その世帯としての生産手段による収入が引き続きある場合は、その世帯の総所得金額に算入し、給与所得者等のように、その世帯として、その収入が得られなくなっているときは、世帯の総所得金額には算入しない。
- オ 出願時現在失業している場合は、過去1カ年に収入があっても、失業前の職業による収入は、総所得金額に算入しない。
- ただし、失業前の職業及び月収、失業の年月日及び理由、現在の生活費の出所及び月額、健康状態、就職の見通し等を別紙として添付する。
- カ 過去1カ年に生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けたため収入が減少しても被害がなかったものと仮定して、所得金額を算定する。
- （⑥の「特別控除額算定上の注意」参照）
- キ 就学者（本人を含む。）の収入（勤労が定職のもの。）は、総所得金額に算入する。
- 定職とは、勤務の条件が常勤で定給を得ているものをいう。
- ク 各世帯員の年収額の1万円未満は切り捨てる。
- ⑥ 特別控除額算定上の注意
- 総所得金額から控除できる特別控除額は、推薦基準別表第2・3の特別控除額表によるが、それぞれ該当する事情を下記により認定のうえ適用する。
- なお、特別控除の適用については、出願時の状態で行うものとする。
- ア 「母子・父子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合とする。
- （ア）母又は父と就学などにより経済力のない子の世帯。
- （イ）母又は父と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得（給与所得控除後の金額、以下同じ）金額50万円以下の祖父母の世帯。
- （ウ）就学などにより経済力のない子だけの世帯。
- （エ）就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯。
- （オ）配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子の世帯。
- （カ）配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯。
- イ 「就学者」の控除
- （ア）小学校・中学校以外については、設置者（国・公・私立）別、通学形態（自宅・自宅外）別に控除するものとする。
- （イ）専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象となるが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校等）に在学している者については控除の対象としない。
- ウ 身体障害者とは
- 身体障害者手帳を所持している者とする。

エ 長期療養者とは

出願時現在において6カ月以上療養中の者、又は療養が必要と認められる者とする。  
控除額は、出願時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮して年間の療養期間に見合った支出金額を算出する。

オ 「主たる家計支持者が別居している世帯」の控除

別居のため特別に支出している金額とし、原則として住居費、光熱費等の実費に限られる。

(注) 別居している主たる家計支持者の所得は、世帯へ送金してくる金額を計上するのではなく所得金額を全てその世帯の収入として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを改めて控除する。もちろん家族への扶助送金は、控除の対象とならない。

カ 「火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯」の控除

平成25年から出願時まで被害を受けたため、2年以上にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合のみに限る。なお、保険・損害賠償等により補填された場合は控除の対象とならない。

⑦ 家計判断上の注意

総所得金額は、証明書等によって算定されることが多いが、家計の実情や業種の所在、経営方法等により大きな差異があり、実際の収入と相当の開きがあり学資負担能力を正しく反映するとも限らないので、家計判断に当たっては均衡を得た判断をするよう注意する。

⑧ 世帯人員、総所得金額、特別控除額等の調査

上記については、証明書類、出身学校からの内申書、入学時の身上調査表等によるほか、面接を行い個々の事情を調査する。

なお、収入等についての証明書は、次のものを願書と共に提出する。

ア 課税証明書（市税務課発行のもの）

この証明書は、前年分を原則とする。

イ 源泉徴収票（事業所発行のもの）

給与所得について必要がある場合ア以外に提出させる。

ウ 農地面積の証明書（市農業委員会発行のもの）

農業所得について必要がある場合ア以外に提出させる。

エ 住民票またはこれに代わるもの

世帯人員について確認を要する場合提出させる。

オ その他の証明書

生活保護世帯、長期療養者のいる世帯、災害を受けた世帯、その他特に理由を明らかにする必要がある場合は、各関係機関等より証明書を提出させる。

4 選考

選考にあたっては、人物、学力、健康及び家計の基準の各項目の総合判定により適格者を選考するが、特に家計に重点を置くようにする。

## 別表第1

## 収入基準額表（世帯人員別）

区 分		高等学校等	大学等
世帯人員	1 人	1, 290, 000 円	1, 390, 000 円
	2 人	2, 060, 000 円	1, 980, 000 円
	3 人	2, 380, 000 円	2, 120, 000 円
	4 人	2, 570, 000 円	2, 290, 000 円
	5 人	2, 760, 000 円	2, 390, 000 円
	6 人	2, 930, 000 円	2, 500, 000 円
	7 人	3, 070, 000 円	2, 620, 000 円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高等学校等140,000円、大学等120,000円を、世帯人員7人の収入基準額に加算する。

## 別表第2

## 特別控除額表（高等学校等）

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯	49万円				
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・ 学生1人につき) ※本人も控除しま す。	小学校		9万円		
		中学校		17万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学 校	国・公立		19万円	41万円
			私 立		33万円	54万円
		高等専 門学校	国・公立	1～3年	28万円	50万円
				4～5年	40万円	62万円
			私 立	1～3年	54万円	76万円
				4～5年	66万円	88万円
		大 学	国・公立		67万円	116万円
			私 立		111万円	159万円
		専修学 校	高等 課程	国・公立		7万円
私 立				29万円	39万円	
専門 課程	国・公立		25万円	71万円		
	私 立		79万円	123万円		
3	障がい者のいる世帯	障がいのある人1人につき		99万円		
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯（父母の1人でも別居した場合は対象）	別居のために支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				



別表第3

特別控除額表（大学等）

(ア) 貸与を受ける本人を対象とする控除

奨学金の貸与を受ける本人		控除額		
			自宅通学	自宅外通学
1	大学に在学している場合	国・公立	23万円に授業料年額を加えた額	70万円に授業料年額を加えた額
		私立	37万円に授業料年額を加えた額	84万円に授業料年額を加えた額
2	専修学校の専門課程に在学している場合	国・公立	19万円に授業料年額を加えた額	64万円に授業料年額を加えた額
		私立	41万円に授業料年額を加えた額	86万円に授業料年額を加えた額

(イ) 世帯を対象とする控除

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯	99万円				
2	就学者のいる世帯 (貸与を受ける本人を除く児童・生徒・学生1人につき)	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立		39万円	69万円
			私立		88万円	118万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年	39万円	69万円
				4～5年	43万円	72万円
			私立	1～3年	88万円	118万円
				4～5年	87万円	116万円
		大学	国・公立		74万円	121万円
私立			133万円	180万円		
専修学校	高等課程	国・公立		39万円	69万円	
		私立		88万円	118万円	
	専門課程	国・公立		36万円	81万円	
		私立		102万円	147万円	
3	障がい者のいる世帯	障がいのある人1人につき			99万円	
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯（父母の1人でも別居した場合は対象）	別居のために支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				

## 備考

- ・ (ア)の表の「授業料年額」には、入学金や施設整備費等は含みません。
- ・ (イ)の表において、該当する理由が複数ある場合は、それらの特別控除額を合計して控除することができます。
- ・ 出願時において、貸与を受ける本人を含め子供((イ)の表2に掲げる学校に在学中の者又は20歳未満の未就業者)の数が2人を超える世帯は、その超える人数1人につき、(ア)の表による控除額に50万円を加えた額をさらに控除できることとします。